宮城県制度融資資金条件変更措置実施要綱の一部を改正する要綱

宮城県制度融資資金条件変更措置実施要綱（平成１３年１１月２７日施行）の一部を次のように改正する。

改　正　後　（新）

宮城県制度融資資金条件変更措置実施要綱

第１から第８まで　（略）

附　則

１　この要綱は、平成１３年１１月２７日から施行する。

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

［別表］

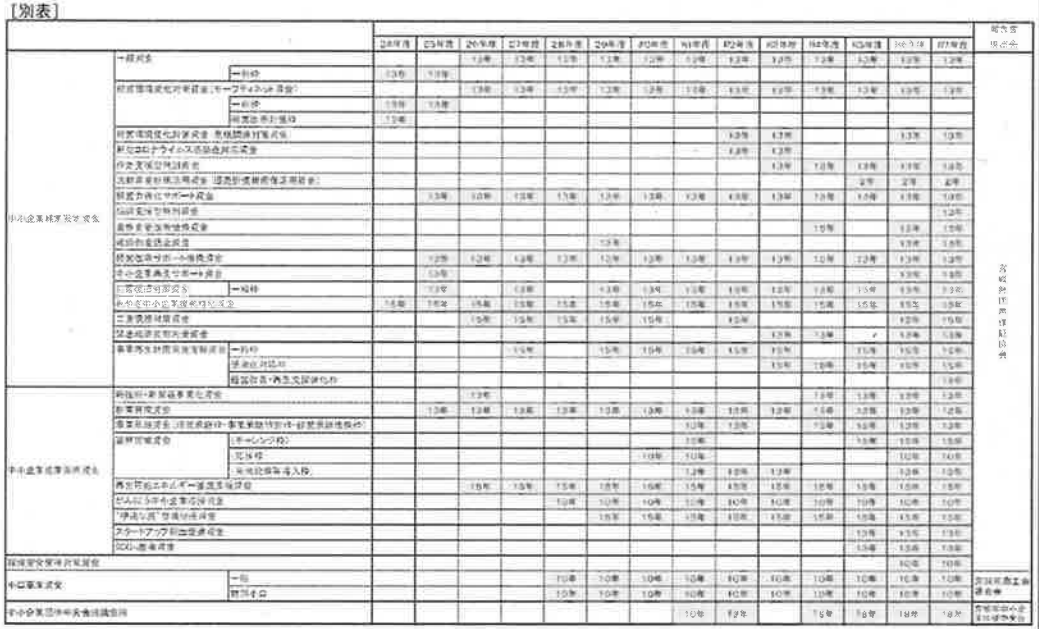

改　正　前　（旧）

宮城県制度融資資金条件変更措置実施要綱

第１から第８まで　（略）

附　則

１　この要綱は、平成１３年１１月２７日から施行する。

２　この要綱は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

［別表］

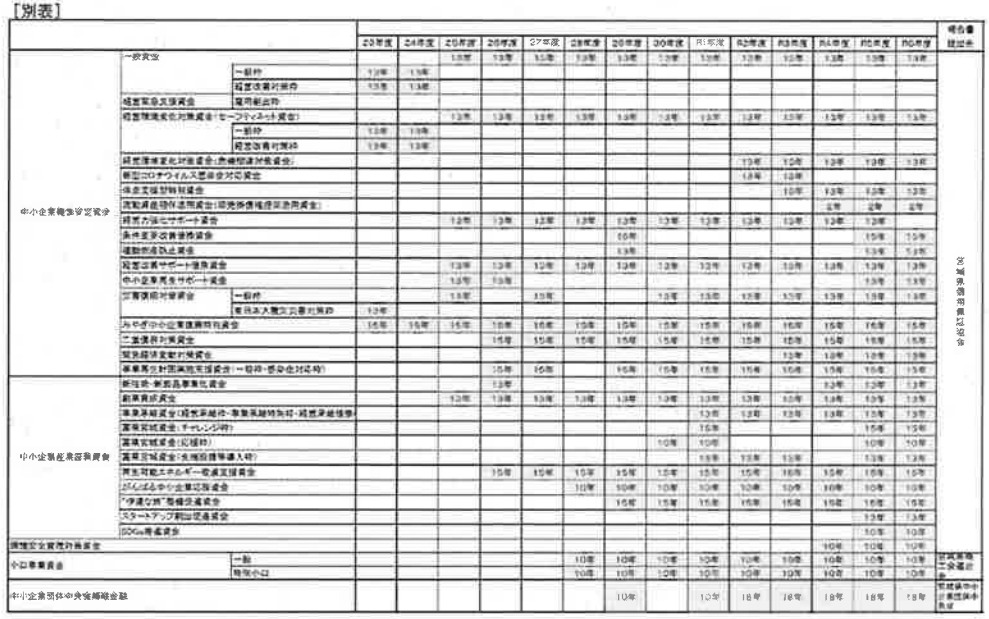

附　則

この要領は、令和７年３月３１日から施行する。ただし、ただし、別表の改正規定は、同年４月１日から施行する。